

【別紙】

令和 7 年度
世田谷区社会的養育推進計画
(中間見直し) 取り組み報告

令和 8 年 6 月
世 田 谷 区

目次

1	子どもの権利擁護の取組みの推進（推進計画 P 30～33）	1
2	予防型の児童相談行政の推進（推進計画 P 34～37）	4
3	児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善（推進計画 P 38～42）	6
4	一時保護の児童への支援体制のさらなる強化（推進計画 P 43～47）	9
5	パーマネンシー保障に向けた取組みの推進（推進計画 P 48～52）	11
6	里親等委託の推進（推進計画 P 53～58）	13
7	児童養護施設等の機能強化（推進計画 P 59～64）	15
8	社会的養護自立支援の推進（推進計画 P 65～69）	17
9	人材育成・人材確保（推進計画 P 70～73）	19
	成果指標（推進計画 P 26）	20
	代替養育を必要とする児童数（推進計画 P 81）	21
	里親等委託率（推進計画 P 84）	22
	里親等登録数（推進計画 P 86）	23
	児童養護施設の小規模かつ地域分散化（推進計画 P 89～92）	24

1 子どもの権利擁護の取組みの推進【推進計画P30～33】

(1) 基本的な考え方

○区はこれまでも、措置等を実施する場合においては、子どもの意見が尊重され、権利が守られた適切な養育環境を提供することを基本としています。

○子どもが、子どもの権利について理解するとともに、自らのことについて意見を形成し、自由にその意見を表明でき、意見が尊重され、「自分の意見を持ていい、話していい」という安心感や自己効力感の回復等により、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できる（セルフアドボカシー）ようになるよう、支援を行います。

○子どもの権利擁護には、日常の中での権利保障と個別の権利救済の枠組みがあり、取組みを進めるためには、子どもとの日々の関わりや対話の中で、「子どもの権利や意見表明権が守られているか。子どもが納得できる説明ができていないのか。」等を、大人が確認し、振り返る時間をもち、子どもに寄り添いながら、常に問い直す姿勢が重要です。

(2) 取組内容

	子どもの権利擁護に係る環境整備（意見表明等支援事業、子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申立制度等）
①	意見表明等支援事業については、一時保護所に加え、区内の児童養護施設及び里親家庭を対象とした意見表明等支援員（アドボケート）の訪問活動（ワークショップや個別面談等）を実施した。 子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申立制度については、関係機関とも適宜連携しながら、円滑・公平な制度運営に取り組んでいる。
	子ども自身に対する、子どもの権利や権利擁護の仕組みの周知啓発
②	子どもの権利擁護にかかる周知については、担当福祉司より社会的養護の元で暮らす子どもに対し、措置入所等の際にこどもの権利ノートを年齢や発達状況に応じて丁寧に説明を行うことを徹底するほか、施設訪問時に定期的に再周知を行っている。 また、一時保護所への入所児童においては、意見表明等支援事業や児童福祉審議会への直接申立制度など、子どもの権利や権利擁護にかかる仕組みについて、「一時保護所のしおり」を活用しながら、入所時に丁寧に説明を行っている。
	教育機関などの関係機関への周知啓発や理解促進
③	令和7年4月に、これまでの「世田谷区子ども条例」が一部改正され、新たに「世田谷区子どもの権利条例」が改正施行されたことに伴い、学校をはじめとする各関係機関に対する研修の実施に加え、リーフレット等のあらゆる媒体を通じて、子どもの権利にかかる意識醸成と理解促進に取り組んだ。

(3) 資源の整備量

① 社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数（回/人）

【児童相談所、一時保護所】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		5回 107人	5回 107人	5回 106人	5回 106人	5回 106人
実績	5回 124人	4回 126人	—	—	—	—

【里親、ファミリーホーム】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		6回 100人	6回 114人	6回 126人	6回 132人	6回 140人
実績	8回 72人	4回 22人	—	—	—	—

【児童養護施設、自立援助ホーム】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		3回 3人	3回 3人	3回 3人	3回 3人	3回 3人
実績	3回 1人	2回 4人	—	—	—	—

【里親支援センター】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		1回 8人	1回 8人	1回 8人	1回 8人	1回 8人
実績	0回 0人	1回 8人	—	—	—	—

【意見表明等支援事業の委託先団体】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		1回 12人	1回 12人	1回 12人	1回 12人	1回 12人
実績	1回 12人	1回 12人	—	—	—	—

【子ども】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		12回 36人	12回 36人	12回 36人	12回 36人	12回 36人
実績	8回 41人	79回 106人	—	—	—	—

② 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標	利用可能な子どもの人数		60	59	58	58	58
	利用可能な子どもの割合		50.1%	50.2%	50.3%	50.4%	50.5%
	利用した子どもの割合		13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%
実績	利用可能な子どもの人数	45	54				
	利用可能な子どもの割合	36.9%	41.2%	—	—	—	—
	利用した子どもの割合	13.5%	16.3%				

③ 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組みに係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制

今後の取組み (7～11年度)	区外施設に入所する児童等への対応について整理した上で、おおむね年1回程度、対象児童へのアンケートやヒアリング等を実施する。これにより、子どもの権利擁護に関する取組みの認知度や利用度、満足度等を定期的に確認・検証し、適宜、現状の取組みの改善を図れるよう体制を整備する。
実績	区外里親や区外施設に入所する児童に対しての権利擁護にかかる環境整備と合わせて、その認知度や利用度、満足度等を定期的に確認・検証する体制について、引き続き検討していく。

④ 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備

今後の取組み (7～11年度)	区外施設に入所する児童等への対応について整理した上で、おおむね年1回程度、対象児童へのアンケートやヒアリング等を実施する。これにより、子どもの権利に関する理解度等を定期的に確認・検証し、適宜、現状の取組みの改善を図れるよう体制を整備する。
実績	区外里親や区外施設に入所する児童に対しての権利擁護にかかる環境整備と合わせて、子どもの権利に関する理解度等を定期的に確認・検証する体制について、引き続き検討していく。

⑤ 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備

今後の取組み (7～11年度)	区外施設に入所する児童等への対応について整理した上で、おおむね年1回程度、対象児童へのアンケートやヒアリング等を実施する。これにより、意見表明に係る満足度等を定期的に確認・検証し、適宜、現状の取組みの改善を図れるよう体制を整備する。
実績	区外里親や区外施設に入所する児童に対しての権利擁護にかかる環境整備と合わせて、意見表明に係る満足度等を定期的に確認・検証する体制について、引き続き検討していく。

⑥ 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

今後の取組み (7～11年度)	引き続き、児童福祉審議会（措置部会）及びせたがやホッと子どもサポートと連携しながら、子どもの権利擁護にかかる環境整備に取り組んでいく。
実績	引き続き、児童福祉審議会（措置部会）及びせたがやホッと子どもサポートと連携しながら、子どもの権利擁護にかかる環境整備に取り組んでいく。

⑦ 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

今後の取組み (7～11年度)	引き続き、当事者である子ども・若者へのアンケート調査やヒアリング等を行い、当事者意見を十分に踏まえ、検討を行う。
実績	社会的養護経験者等への施策検討にあたり、検討会議体への当事者参画及び当事者へのアンケート調査を行った。

2 予防型の児童相談行政の推進【推進計画P34～37】

(1) 基本的な考え方

○区は、令和2年4月に特別区初の児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいます。

○令和5年度の区の児童虐待相談対応件数は3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、今後も一元的な運用を大きな柱としながら、地域の関係機関等と有機的に連携を図り、予防型の児童相談行政を推進します。

○令和4年改正児童福祉法により、令和6年度より新たに位置づけられた「こども家庭センター」により、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化を図ります。

○児童虐待の予防や回復に向けた子育て支援の充実と、子どもや子育て家庭が日頃利用する場などにおいて見守り、支えることができる体制及び関係機関のネットワークの強化により、支援が必要な子どもや子育て家庭を早期に発見し、適切な場・支援につなげ、子どもの権利を守ります。

(2) 取組内容

	児童相談行政に携わる人材の育成及び専門性の向上に向けた取組みの推進
①	児童相談所において、「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」に基づき、新人、中堅、係長級が求められるスキルの取得を目指し、経験年数別研修や事例検討を中心として研修を企画、運営をした。また、子ども家庭支援センターと児童相談所とのさらなる連携強化の観点から、職員の交換研修を実施し、それぞれの視点に基づいたケースワークを実際に経験するなど相互理解の向上を図った。
	情報共有システムの一元化等の検討、ICTを活用した児童相談対応業務の更なる効率化の検討
②	職員の業務負担を軽減するため、電話対応支援システムの導入等、業務の一部ICT化を通して、業務効率化に向けた取組みを推進した。 児童相談所及び子ども家庭支援センターの既存の業務用システムについて、タブレット端末及び庁内PC双方からアクセス可能なシステムへの一本化に向けて検討を行った。業務用システムの本一化により、児童相談所及び子ども家庭支援センター間の情報共有の円滑化・効率化を実現し、一元的な運用の強化を目指す。
	関係機関や地域とのさらなる連携強化の取組みの推進
③	要保護児童支援協議会の枠組みを活用しながら、支援対象児童等の早期発見や予防的な取組みの推進を図るとともに、研修会等の実施を通じた支援者同士の顔の見える関係性の構築など、関係機関ネットワークの強化に取り組んだ。 また、関係機関への要保護児童支援専門員の講師派遣や、子どもの虐待防止推進講演会&養育家庭体験発表会等のあらゆる機会を通じ、児童虐待にかかる理解や対応力の向上に加え、代替養育のもとで育つ子どもへの理解が深まるよう周知啓発に取り組んだ。

(3) 資源の整備量

① 児童相談所の管轄人口（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	918,141	923,210	918,124	919,745	921,265	922,720

※8年度以降は推計値

② 第三者評価を実施している児童相談所数（箇所）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		1	1	1	1	1
実績	1	1	—	—	—	—

③ 児童福祉司、児童心理司、児童福祉司スーパーバイザー、医師、保健師、弁護士の配置数（人）

	職種	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標	児童福祉司		44	46	47	48	50
	児童心理司		25	25	25	25	25
	児童福祉司SV		7	8	8	8	8
	医師		3	3	3	3	3
	保健師		2	3	3	3	3
	弁護士		2	2	2	2	2
実績	児童福祉司	44	44	—	—	—	—
	児童心理司	25	27				
	児童福祉司SV	7	7				
	医師	3	3				
	保健師	2	3				
	弁護士	2	2				

④ 子ども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修等)の受講者数(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		66	64	63	62	61
実績		68	—	—	—	—

⑤ モバイルシステムへの登録児童数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		4,229	4,471	4,713	4,955	5,197
実績		2,383	4,626	—	—	—

3 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善【推進計画P38～42】

(1) 基本的な考え方

○令和4年改正児童福祉法においては、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされるとともに、新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」及び「親子関係形成支援事業」が創設され、既存事業である「子育て短期支援事業」、「一時預かり事業」及び「養育支援訪問事業」とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置づけられ、虐待等に至る前の予防的支援策として重要な役割を果たすものとされています。

○区においても、子育て世代包括支援センター（健康づくり課）の機能と子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援課）の機能を保健福祉センター内で一体的に運営している現在の体制をもって、「こども家庭センター」として位置づけ、母子保健・児童福祉のさらなる連携強化を行い、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施します。

○子育てを保護者だけのものにせず、地域社会全体でともに支え合うまちを文化として築いていくため、すべての子どもに関わりをもつ学校をはじめとした教育機関や、保育園・幼稚園・地域の子育て支援機関等、様々な関係機関が有機的につながり、地域のネットワークの中で、支援が重なり合いながら、子どもと子育て家庭を支える地域づくりが重要です。

(2) 取組内容

	児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善に向けた取組みの推進
①	児童福祉と母子保健のさらなる連携強化に向け、令和6年度より運用を開始したこども家庭センターの運用状況について評価・検証を行い、双方の連携のための会議体の整理やアセスメントシートの改善、サポートプラン（児童福祉）の対象家庭拡充（令和7年度サポートプラン作成数：133件）等、より効果的で効率的な運用に向けた検討を進めた。
	子どもの権利擁護に係る普及啓発
②	社会的養護の元で暮らす子どもに対する周知啓発に加え、「世田谷区子どもの権利条例」の改正施行に伴い、子ども自身や保護者、支援者等の大人に対して、リーフレット等のあらゆる媒体を通じて、子どもの権利にかかる意識醸成と理解促進に取り組んだ。
	ヤングケアラーへの支援体制の充実
③	研修等による普及啓発やアウトリーチを通じて、関係機関の気づきの感度を高め、支援につながる環境づくりに寄与した。また、関係機関の横断的な連携や継続的な伴走型支援の実施により、当事者の課題解決に向けた支援に取り組むことができた。

(3) 資源の整備量

① こども家庭センターの設置数（箇所）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	5	5	5	5	5	5

② 子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数（回/人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		58回 1,592人	58回 1,592人	58回 1,592人	58回 1,592人	58回 1,592人
実績	58回 1,592人	44回 1,672人	—	—	—	—

③ 都道府県(児童相談所)と市区町村(子ども家庭支援センター)との人材交流の実施体制の整備

今後の取組み (7~11年度)	両機関職員の専門性の向上と相互理解の増進を図り、より円滑な連携のもと「一元的な運用」にかかる協働体制の充実に取り組んでいく。
実績	合同会議など既存の会議体を活用しながら相互理解を深めていくほか、児童相談所職員と子ども家庭支援センター職員間の交換研修により、それぞれの視点に基づいたケースワークを実際に経験するなど、連携強化に向けた取組みを行っている。

④ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

今後の取組み (7~11年度)	現状の活用状況の検証・分析結果等を踏まえながら、記載内容を含めた運用方法の見直しや対象家庭の拡充を図っていく。
実績	現状の交付状況等を踏まえながら、サポートプラン(児童福祉)の対象家庭を拡充した。(令和7年度作成数:133件)引き続き、サポートプランのより効果的な活用や運用方法について検討を進める。

⑤ 子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム数(家庭数)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		4	5	6	7	8
実績	3	3	—	—	—	—

⑥ 児童家庭支援センターの設置数(箇所)

現状	区では子ども家庭支援センターにおいて対応
----	----------------------

⑦ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数

現状	子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用における主担当変更により対応
----	--

⑧ 助産施設の設置数(箇所)

現状	3(1箇所休止中)
----	-----------

⑨ 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数(回/人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人
実績	1回 14人	1回 65人	—	—	—	—

⑩ ヤングケアラー支援基盤強化事業

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	—	—	—	—

<資源（家庭支援事業等）の確保量>

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目標	ショートステイ事業【子育て 短期支援事業】（人日）	4,053	4,149	4,245	4,341	4,437
実績		3,957	—	—	—	—
目標	養育支援等ホームヘルパー訪問 事業（養育困難家庭）【子育て 世帯訪問支援事業】（件）	112	119	127	135	144
実績		153	—	—	—	—
目標	学生ボランティア派遣事業 【子育て世帯訪問支援事業】 （件）	10	13	16	19	22
実績		15	—	—	—	—
目標	親子関係形成支援事業【ペア レント・トレーニング】 （人）	16	24	24	24	24
実績		16	—	—	—	—
目標	子どもと家庭を支える学習・ 生活支援の拠点事業【児童育 成支援拠点事業】（人）	80	80	80	80	80
実績		80	—	—	—	—
目標	ヤングケアラー支援に関する 研修等の実施回数（回）	10	6	6	6	6
実績		11	—	—	—	—

4 一時保護の児童への支援体制のさらなる強化【推進計画P 4 3～4 7】

(1) 基本的な考え方

○一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。

○区では、一時保護にあたっては、子どもの最善の利益を最優先とする一貫した方針の下で、保護する子どもの年齢や性別、状況等に応じた適切な生活環境を提供すること、一時保護は子どもの行動を制限するため、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とすること、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することを基本方針としています。

○一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を行い、家庭的な環境のもと、子どもの権利が守られる環境で子どもに寄り添うことを大切に、子どもが心身ともに安心して生活できるようにします。

(2) 取組内容

	一時保護所の適切な運営に向けたさらなる取組み
①	令和7年4月1日に施行された「世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を踏まえ、建物や設備面について、保護児童数の推移等を見極めながら、改善に向けた検討を進めた。学習については、学習用タブレット端末の導入や原籍校への登下校支援など、学習環境の整備に取り組んだ。
	一時保護の体制整備
②	愛着形成に重要な時期にある3歳未満の乳幼児の一時保護について、家庭と同様の養育環境での保護ができるように、令和7年9月より「乳幼児短期緊急里親モデル事業」を開始した。（乳幼児短期緊急里親数：2家庭、一時保護委託実績：2件 一時保護委託解除後は、2件とも家庭復帰）
	一時保護された子どもの権利擁護に係る取組みの推進
③	一時保護された子どもの権利擁護を図るため、児童福祉法改正により位置づけられた意見表明等支援事業を、一時保護所及び児童養護施設、里親において実施した。一時保護所においては、意見箱の設置や子ども会議の開催、第三者委員（弁護士・主任児童委員）の活動等をとおして、子どもの権利擁護に努めた。

(3) 資源の整備量

① 一時保護施設の定員数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	26	26	26	32	32	32

② 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数（数）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		25	25	25	25	25
実績	22	24	—	—	—	—

③ 乳幼児短期緊急里親の確保数（家庭）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		試行 (4家庭)	検証 (4家庭)	実施 (4家庭)	実施 (4家庭)	実施 (4家庭)
実績	未実施	試行 (2家庭)	—	—	—	—

④ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数（回/人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		5回 69人	5回 69人	5回 66人	5回 66人	5回 66人
実績	5回 75人	5回 46人	—	—	—	—

⑤ 第三者評価を実施している一時保護施設数（箇所）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	1	1	1	1	1	1

５ パーマネンシー保障に向けた取組みの推進【推進計画P48～52】

（１）基本的な考え方

○支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。すなわち、家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行い、それが困難と判断された場合には、代替養育を必要とする子どもに対しては、親族里親・養子縁組里親・養育里親・専門里親・ファミリーホームの中から、子どもの意向や状況を踏まえて代替養育先を検討し、これらのいずれも適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置の検討を行うものとします。その上で、すでに代替養育されている子どもに対しても、継続して家庭復帰を目指すとともに、親族等による養育や特別養子縁組を検討したケースマネジメントを実施する必要があります。ただし、いずれの状況においても、どのような対応が、子どもの最善の利益の観点から最も適切なのかをケースごとに判断し、子どもの意向や状況を踏まえて措置を行う必要があります。

○区においても、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行っています。また、代替養育のもとで生活する子どものうち、家庭や親子関係等の状況から児童相談所が家庭復帰が可能と判断した場合は、家族再統合に向けた支援を進め、子どもの安全を確実なものとしたうえで家庭復帰を果たし、さらにその後の適切な在宅支援につなげていくことを目指しています。

○特に、愛着関係の基礎を作る大切な時期である乳幼児期の子どもを温かく安定した家庭での生活に早期につなげるため、実親による養育が困難な事例については、特別養子縁組の可能性を探り、実親による養育の意思を確認のうえ、出産後できるだけ早期の特別養子縁組につなげることを基本方針としています。

○母子生活支援施設は、児童福祉施設の中で唯一、子どもと母親が共に入所でき、安定した生活の営みができるように、子ども、母親双方へ支援することができる施設であり、その特性を生かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで行っていくことが求められています。

（２）取組内容

①	家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの実施（継続）
	在宅での養育が難しい場合、里親制度について実親に丁寧に説明を行い、里親、特別養子縁組等代替養育に切り替え、子どものパーマネンシーを保障している。
②	親子関係再構築に向けた重層的な体制構築に向けた検討
	家族再統合等支援のためのヒアリングを実施し、地域担当（児童福祉司・児童心理司）、里親担当、親子支援チームの役割を明確にしながら課題や支援の整理を行い、親子関係の再構築、家庭復帰に取り組んでいる。
③	特別養子縁組制度の周知啓発及び理解促進
	こども家庭庁や東京都の作成した周知啓発のポスターなどを配布するとともに、区内のイベントにおいて、チラシの配布等を行った。

（３）資源の整備量

- ① 子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備

今後の取組み (7～11年度)	今後も引き続き、「家族再統合等支援のためのヒアリング」を実施していく（年115件）。
実績	令和7年度ヒアリングの実施件数（全130件）

- ② 親子再統合支援事業（家族再統合にむけた協働ミーティング）の実施件数（件）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		6	6	8	8	8
実績	6	6	—	—	—	—

③ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備

今後の取組み (7～11年度)	今後も引き続き、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ等の手法を活用し、親子支援チームが地域支援担当職員のバックアップを行い、家族機能の回復にむけた支援の促進を図っていく。
実績	虐待の一時保護ケースについてサインズ・オブ・セーフティ・アプローチの手法を活用し、必要に応じて親子支援チームが地域担当、育成担当のバックアップを行い、家族機能の促進を図った。

④ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数（回/人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		8回 308人	8回 308人	8回 308人	8回 308人	8回 308人
実績	8回 308人	8回 349人	—	—	—	—

⑤ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備

今後の取組み (7～11年度)	今後も引き続き、保護者支援プログラムに関する研修を実施していく（年8回）。
実績	①サインズコア研修1回、②サインズ全体研修3回、③サインズ経験年数別研修1回、④児童虐待対応実務研修2回（「SV研修」「アセスメントのポイント」）、⑤福祉司と心理司の協働とアセスメント研修1回

⑥ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

今後の取組み (7～11年度)	未定
実績	未定

⑦ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数（件）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		3	3	3	3	3
実績	2	1	—	—	—	—

⑧ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数（件）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		0	0	0	0	0
実績	0	0	—	—	—	—

※児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合に、民間あっせん機関との連携・協力により特別養子縁組が成立した件数

⑨ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備

今後の取組み (7～11年度)	今後も引き続き弁護士に相談しながら、連絡、交流が途絶えたケースでの特別養子縁組を目指していく。
実績	児童相談所長による特別養子縁組適格確認の申立には至っていないが、就籍の手続きや児童や里親への制度の説明、意思確認などを行っている。

⑩ 里親支援センターやフォostリング機関（児童相談所を含む）等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備（箇所）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		1	1	1	1	1
実績	1	1	—	—	—	—

⑪ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		11	11	10	10	10
実績	13	12	—	—	—	—

6 里親等委託の推進【推進計画P53～58】

(1) 基本的な考え方

○平成28年の児童福祉法改正により、「子どもの家庭養育優先原則」が明記され、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者支援を原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされています。

○区においても、里親を必要とする子どもが里親家庭で養育されるよう、数の確保や育成を図り、里親家庭が地域で孤立することのないよう、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築します。

○「里親子が暮らしやすい街は、きっと、あなたも暮らしやすい街」をキャッチコピーに掲げ、里親家庭であっても、どんな家庭であっても、地域の人々で子どもたちの成長を支え、子育てに協力しあえる街、「里親子フレンドリーシティ」を目指します。

(2) 取組内容

①	里親等委託のさらなる推進
	子どもの総合的なアセスメントを実施したうえで里親委託先を検討し、丁寧なマッチングを行い養育委託を実施した。里親制度をわかりやすく記載した実親向けリーフレットを作成し、児童相談所の子ども担当福祉司を通じた周知を行った。一方で、個別ケアを必要とする児童が多い傾向にあり、専門的な支援を行える児童養護施設への入所が増えたことにより、里親等委託率は低下している。また、里親登録数についても、周知啓発事業を推進し、問い合わせはあるものの登録までには至らず、目標を下回った。
②	未委託家庭の養育力向上に向けての取組み
	個別支援計画を作成し、各家庭に対して、必要と考えられる研修の案内や個別プログラムの提供を行った。委託に向かうために里親自身の気づきを促す関わりや乳児院実習、保育園実習等の実際に子どもと関わるプログラムの提供、協力家庭ショートステイといった養育経験につながる事業の紹介を実施した。
③	里親支援体制の一層の充実（里親支援センター）
	令和7年度に里親支援センターを設置し、休日夜間においても里親を支援する体制を整え、里親支援業務を継続して安定的に実施した。また、レスパイトケアの受け入れの実施や、法人施設機能を活用し、学習支援や自立支援も行った。
④	里親制度の周知啓発及び理解促進
	区民が里親制度に関する広告に触れる機会の増加を目的に、スーパー、駅及び銀行などへのチラシ配架を行った。また、登録意向の醸成を目的に、東急バスの側面広告を実施した。企業や団体等と連携し、里親カフェの実施や、里親子が利用する学校等に制度理解を目的に訪問も行った。
⑤	ファミリーホームの養育と運営の支援
	ファミリーホーム拡充に向け、実際に運営しているファミリーホームへのヒアリングを行い、要件を満たす里親への訪問や状況確認、問い合わせの対応及び都区連絡会での他自治体の動向把握等を行った。

(3) 資源の整備量

① 里親等委託率、登録率、稼働率（全年齢）（％）

	5年度（実績）			7年度		
	委託率	登録率	稼働率	委託率	登録率	稼働率
当初目標				32.3%	134.2%	24.3%
実績	29.2%	135.8%	21.5%	24.3%	113.0%	21.5%
	8年度			9年度		
	委託率	登録率	稼働率	委託率	登録率	稼働率
当初目標	34.0%	140.6%	24.5%	37.0%	151.7%	24.4%
	10年度			11年度		
	委託率	登録率	稼働率	委託率	登録率	稼働率
当初目標	39.6%	160.0%	25.0%	41.1%	170.4%	24.4%

② 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数（件）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		3	3	3	3	3
実績	3	3	—	—	—	—

③ 里親支援センターの設置数（箇所）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		1	1	1	1	1
実績	0	1	—	—	—	—

④ 民間フォスティング機関の設置数（箇所）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		0	0	0	0	0
実績	1	0	—	—	—	—

⑤ 児童相談所における里親等支援体制の整備

今後の取組み （7～11年度）	里親等委託の更なる推進のために、里親担当児童福祉司に今後求められる役割を見据えて里親等支援体制の整備を図る。					
実績	里親支援において「進行管理・調整」が円滑にできるよう里親支援センターとの連携強化を図った。里親制度の理解を深めるため世田谷版保護者向けリーフレットの作成や、委託後の不調ケースを減らすため「里親家庭における養育の不調の要因に資する研究」に協力するなど、里親担当として求められる資質や支援の把握に努め、里親委託推進に活かせる体制の整備をすすめている。					

⑥ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数（回/人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		13 100人	13 100人	13 100人	13 100人	13 100人
実績	13 97人	10 82人	—	—	—	—

⑦ 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）（%）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		43%	45%	53%	55%	60%
実績	40%	32.3%	—	—	—	—

7 児童養護施設等の機能強化【推進計画P59～64】

(1) 基本的な考え方

○区では、令和3年12月に「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」を策定し、施設を小規模化することにより、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境」を実現し、施設の職員が子ども一人ひとりの特性に応じた質の高い個別的なケアが実現できる体制の整備を目指すとともに、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、施設の地域分散化をとおして、施設が地域と連携を図り、入所している子どもが地域社会と関わりを持ちながら健全に育成されるよう取組みを推進しています。

○母子生活支援施設は、児童福祉施設の中で唯一、子どもと母親が共に入所でき、安定した生活の営みができるように、子ども、母親双方へ支援することができる施設であり、その特性を生かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで行っていくことが求められています。

○区内母子生活支援施設においては、当事者主体の支援力の向上に向けて、令和4年3月に策定した「母子生活支援施設の支援者のためのガイドライン」に基づき、取組みを推進します。

(2) 取組内容

	施設の機能強化に向けた取組み
①	グループホームの新設が遅れたため、すべてのホームの定員を4～5人にすることはできなかったが、新たに1か所を設けたことで、これまで定員6人だった3か所のホームを、それぞれ4～5人に減らし、小規模化を進めることができた。あわせて、ホーム内の2人部屋を個室に改修し、入所児童の生活環境の向上を図った。
	施設等入所児童への支援の質の充実
②	区が実施する研修に参加する機会を設けるとともに、児童養護施設と一時保護所の職員が相互に学び合う交換研修を行い、知識の幅を広げて専門性の向上を図った。今後も都の動きを踏まえながら、施設の組織力と支援の質を高める取組みを進めていく。
	母子生活支援施設の機能強化（多機能化、支援の質の維持・向上）
③	施設及び子ども家庭支援センターとの連携により、ガイドラインにもとづき個別性を重視したインケアの強化を図った。地域のひとり親家庭等にも開かれた支援を行うため、家計に関する個別相談や保護者向けセミナー、親子向けイベントを開催した。年度末で入所率は8割となった。

(3) 資源の整備量

① 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数（箇所/人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		0箇所 64人	0箇所 64人	0箇所 64人	0箇所 64人	0箇所 64人
実績	0箇所 64人	0箇所 64人	—	—	—	—

② 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数（箇所/人）

今後の取組み （7～11年度）	養育機能強化のための専門職を配置できるよう、引き続き施設と調整を行う。
実績	児童養護施設2施設に計13名（家庭相談専門支援員2名、心理療法担当職員3名、自立支援担当職員8名）、母子生活支援施設3施設に計4名を加配している。

③ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数（箇所）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		3	3	3	3	3
実績	3	3	—	—	—	—

④ 一時保護専用施設の整備施設数（箇所）

今後の取組み (7～11年度)	一時保護専用施設のあり方について検討を行う。
実績	小規模かつ地域分散化の整備を実施しているため、未検討。

⑤ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォostリング）事業の実施施設数（箇所）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		1	1	1	1	1
実績	1	1	—	—	—	—

⑥ 家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）（箇所）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		2	2	2	2	2
実績	2	2	—	—	—	—

⑦ 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数

現 状	施設なし
-----	------

⑧ 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数

今後の取組み (7～11年度)	引き続き、施設入所にあたっては、子どもの最善の利益を考えながら良好な家庭的環境の中で養育される施設を選定していく。
実績	令和7年度実績：12名

8 社会的養護自立支援の強化【推進計画P65～69】

(1) 基本的な考え方

○令和4年改正児童福祉法においては、社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等）に対し必要な支援を行うことが都道府県の業務として位置づけられるとともに、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や意向等も踏まえ、必要な支援を受けることができるよう、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化等が規定され、自立支援体制の強化が求められています。

○区では、児童養護施設退所者等への支援として、平成28年度より「せたがや若者フェアスタート事業」を実施しており、親を頼ることができない若者が 同いスタートラインに立ち、未来を切り開くことができるよう、自立に向けて歩む過程を支援します。

(2) 取組内容

	社会的養護経験者等への自立支援体制の強化
①	新たに社会的養護自立支援協議会を設置し、関係機関の連携強化に取り組むとともに、支援が必要な若者の掘り起こし、適切な支援につなげるネットワークづくりに取り組んだ。
	社会的養護経験者等への相談支援の充実
②	せたエールを会場として、入所中の児童向けのイベントや、ロールモデルとなる先輩大学生の話を聞く会などを実施することで、入所中からせたエールの存在を知ってもらい、円滑な退所後支援につなげることができた。あわせて、せたエールでの相談支援の充実に取り組んだ。
	せたがや若者フェアスタート事業の拡充
③	せたがや若者フェアスタート事業について、逆境的体験があり親を頼れず困難な状況にある若者に対象を広げるとともに、新たに医療費支援、民間賃貸住宅保証料補助、高卒認定試験補助を開始した。

(3) 資源の整備量

① 児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）

	6年度		7年度		8年度	
	箇所数	入居者数	箇所数	入居者数	箇所数	入居者数
Ⅰ型	3	45	3	54	3	56
Ⅱ型	0	13	0	35	下記と同じ	
Ⅲ型	0	0	0	0		
	9年度		10年度		11年度	
	箇所数	入居者数	箇所数	入居者数	箇所数	入居者数
Ⅰ型	3	58	3	60	3	62
Ⅱ型	現状設置予定はないが、児童等の置かれている状況等も踏まえ、必要な支援を受けることができるよう検討を行う。					
Ⅲ型						

② 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数（箇所）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		1	1	1	1	1
実績	1	1	—	—	—	—

③ 社会的養護自立支援拠点事業における関係機関との連携の回数（回）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		35	36	37	38	39
実績	28	35	—	—	—	—

④ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備

今後の取組み (7～11年度)	令和7年度に社会的養護自立支援協議会を設置し、自立支援に関する課題や情報共有等を行うとともに、日頃から顔の見える関係づくりを行い、円滑な支援ができる連携体制を整備する。
実績	令和7年度に社会的養護自立支援協議会を設置し、社会的養護経験者等の現状と課題等を共有するとともに、関係機関の連携強化に取り組んだ。

9 人材育成・人材確保【推進計画P70～73】

(1) 基本的な考え方

○子どもや家庭を取り巻く環境は、社会情勢とともに目まぐるしく変化しており、児童虐待対応件数は増加の一途をたどっています。また、子どもや家族の課題も複雑かつ困難になっており、これまで以上に高い専門性が求められています。

○児童福祉に携わる職員は、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、子どもやその保護者などの援助に必要な専門的態度、知識技術を持ち、子どもの声を聴き、子ども一人ひとりに寄り添った支援をするケースワークや、関係機関等をコーディネートして、子どもと家庭を支援するソーシャルワーク力が求められており、相談支援の質の向上を図る必要があります。

○社会的養育に携わる全ての職員の人材育成・人材確保に取り組み、支援の底上げを図ります。

(2) 取組内容

①	人材育成に向けた取組みの推進
	社会状況の変化やニーズ、組織課題等の把握に努めながら、職層や職種に応じた知識の習得やスキル向上につながる研修を実施し、児童福祉の現場における質の確保・向上とチームマネジメント力の強化に取り組んだ。また、子ども家庭支援センターと児童相談所とのさらなる連携強化の観点から、両組織の職員の交換研修を実施し、それぞれの視点に基づいたケースワークを実際に経験するなど相互理解の向上を図った。
②	人材確保に向けた取組みの推進
	養育家庭体験発表会の会場において、区内里親による里親へのインタビュー動画を複数回投影した。

(3) 資源の整備量

① 児童相談所内の組織的、継続的な研修体系の強化※アンケート結果（知識の活用度）により把握（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		65%	68%	70%	73%	75%
実績	60%	65%	—	—	—	—

② 子ども家庭福祉の魅力・やりがい情報発信の実施回数（回）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
当初目標		1	1	1	1	1
実績	0	1	—	—	—	—

世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）進捗状況調査【令和7年度実績分】

【成果指標】推進計画P26

	指標（客観的）		現在の取 組み状況	R7		R8	R9	R10	R11
				目標	実績				
3	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度※1	子どもの割合	—	—	—	70.7%	70.7%	70.7%	70.7%
		満足度①	—	—	—	46.7%	46.7%	46.7%	46.7%
		満足度②	—	—	—	45.4%	45.4%	45.4%	45.4%
4	児童相談所第三者評価の受審結果の評価SとAランクの割合※2		95.4% (R4年度)	96.9%	96.9%			98.5%	
5	里親等委託率	3歳未満	0.0%	25.0%	0.0%	37.5%	50.5%	62.5%	75.0%
		就学前	66.7%	75.0%	66.7%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
		学童期以降	26.7%	29.5%	22.7%	30.9%	32.3%	33.7%	35.1%
6	子どもと保護者のサポートプランの作成数		120件	142件	133件	143件	144件	145件	146件

※1 【満足度①】意見を大切に扱われたと感じる子どもの割合

【満足度②】意見についてどう対応するか説明を受けている子どもの割合

※2 児童相談所第三者評価については、令和7年度と令和10年度に受審を予定しているため、該当年度のみ成果を測るものとし

世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）進捗状況調査【令和7年度実績分】

【代替養育を必要とする児童数】推進計画P8 1

区分	実績値						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
児童人口	128,581	128,949	128,158	127,140	126,324	124,869	
相談件数	1,431	1,579	1,650	1,648	1,642	1,863	
新規措置児童数	22	27	24	26	46	26	
退所児童数	43	23	36	30	29	26	
代替養育が必要な児童数	117	105	93	89	107	107	

推計値（中間見直し）						
R7	R8	R9	R10	R11		
125,317	124,162	122,837	121,388	119,561		
1,629	1,614	1,597	1,578	1,554		
26	26	25	25	25		
28	28	27	26	26		
96	94	92	91	90		

【年齢区分別】推進計画P8 1

区分	実績値						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
3歳未満	13	12	10	5	6	4	
3歳以上就学前	8	8	4	9	8	6	
学童期以降	96	85	79	75	93	97	
合計	117	105	93	89	107	107	

推計値（中間見直し）						
R7	R8	R9	R10	R11		
9	9	8	8	8		
7	7	7	7	7		
80	78	77	76	75		
96	94	92	91	90		

世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）進捗状況調査【令和7年度実績分】

【里親等委託率】推進計画P84

区分	実績値						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
3歳未満	4人	1人	2人	0人	0人	0人	
	30.8%	8.3%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
3歳以上就学前	3人	3人	3人	6人	4人	4人	
	37.5%	37.5%	75.0%	66.7%	50.0%	66.7%	
学童期以降	17人	21人	20人	20人	24人	22人	
	17.7%	24.7%	25.3%	26.7%	25.8%	22.7%	
合計	24人	25人	25人	26人	28人	26人	
	20.5%	23.8%	26.9%	29.2%	26.2%	24.3%	

※%は里親等委託率

目標値（中間見直し）						
R7	R8	R9	R10	R11		
2人	3人	4人	5人	6人		
25.0%	37.5%	50.0%	62.5%	75.0%		
5人	5人	5人	5人	5人		
75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%		
24人	24人	25人	26人	26人		
29.5%	30.9%	32.3%	33.7%	35.1%		
31人	32人	34人	36人	37人		
32.3%	34.0%	37.0%	39.6%	41.1%		

世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）進捗状況調査【令和7年度実績分】

【里親等登録数】推進計画P86

区分	実績値						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
委託児童数	24	25	25	26	28	26	
（ファミリーホーム委託児童）	2	2	2	1	3	2	
（里親等委託児童） A	21	23	23	25	25	24	
里親等登録数	81	93	104	99	99	99	
（ファミリーホーム数）	2	2	2	2	2	2	
（里親等登録数） A×3.8	79	91	102	97	97	97	

里親種別内訳

区分	実績値						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
養育家庭		45	56	59	59	60	
（うち専門養育家庭）	1	1	2	2	2	4	
養子縁組里親		48	48	40	40	39	
親族里親	0	0	0	0	0	0	
里親等登録数（合計）	81	93	104	99	99	99	

※養育家庭と養子縁組里親の二重登録については、主たる種別のみに計上。

推計値（中間見直し）						
R7	R8	R9	R10	R11		
31	32	34	36	37		
4	4	4	4	4		
27	28	30	32	33		
105	108	116	124	127		
2	2	2	2	2		
103	106	114	122	125		

推計値（中間見直し）						
R7	R8	R9	R10	R11		
63	66	74	78	85		
4	5	6	7	8		
42	42	42	42	42		
0	0	0	0	0		
105	108	116	120	127		

世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）進捗状況調査【令和7年度実績分】

【児童養護施設の小規模かつ地域分散化計画】推進計画P 8 9

< 年次目標 >

区分		実績				
		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
主な取り組み		-	・グループホームの定員引き下げ ・グループホーム2か所設置	・グループホーム及びユニットの定員引き下げ ・グループホーム1か所設置	・小規模グループケア経過措置の終了に伴う定員変更	・ユニット個室化のための整備 ・グループホーム1か所設置、1か所移転 ・グループホームの定員引き下げ
	6人以上定員	8ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット
	定員数	52人	52人	49人	48人	48人
	6人以上定員	9か所	6か所	5か所	5か所	2か所
	5～4人定員	1か所	6か所	8か所	8か所	12か所
グループホーム	か所数	10か所	12か所	13か所	13か所	14か所
	定員数	58人	60人	63人	64人	64人
	(※)	(52.7%)	(53.6%)	(56.3%)	(57.1%)	(57.1%)
	合計定員数	110人	112人	112人	112人	112人

※施設の合計定員数に対するグループホーム定員数の割合

< 各施設の取り組み >

社会福祉法人 東京育成園	入所児童の生活環境向上のため、6人定員のユニット3か所について個室化の整備を行った。
社会福祉法人 福音寮	・4人定員のグループホームを1か所新設すると同時に、6人定員のグループホーム3か所のうち、2か所の定員を5人に、1か所の定員を4人に引き下げた。(小規模化) ・加えて、グループホーム1か所を新設予定であったが、物件確保が難航したため、新設を見送った。 ・5人定員のグループホーム1か所を本園隣に移転した。

推計値（中間見直し）					
令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末	令和11年度末	
・ユニット個室化のための整備 ・サテライト型施設の設置(グループホーム1か所設置) ・グループホーム1か所設置、1か所移転 ・グループホームの定員引き下げ	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
8ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット
48人	48人	48人	48人	48人	48人
1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)
14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
15か所	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
64人	64人	64人	64人	64人	64人
(57.1%)	(57.1%)	(57.1%)	(57.1%)	(57.1%)	(57.1%)
112人	112人	112人	112人	112人	112人

社会福祉法人 東京育成園	(令和7年度) ○入所児童の生活環境向上のため、6人定員のユニット3か所の個室化の整備。 (令和7～11年度) ○多機能化・機能転換に向けた園舎改築整備に向けた検討。
社会福祉法人 福音寮	(令和7年度) ○前年度6人定員のグループホーム3か所を定員4人に引き下げる。(小規模化) ○新たに定員4人のグループホームを2か所(うち1か所は、サテライト型グループホームに移行予定)設置する。(高機能化、地域分散化) 令和5年度に設置したグループホーム1か所を含め、サテライト型グループホームとし、砧・玉川地域に3か所のグループホームを展開する。 ○6人定員のグループホーム1か所を移転するとともに、定員4人に引き下げる。(高機能化、小規模化)